

○宇城市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準〔契約検査課〕

平成24年11月27日  
告示第181号

(目的)

第1条 この基準は、宇城市（以下「市」という。）が実施する競争入札参加資格審査において市内業者及び準市内業者を認定するに当たり、認定基準を明確にし、入札等に参加する業者を適正に選定することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 宇城市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）のうち、常時契約を締結する営業所として市内に主たる営業所（以下「本店等」という。）を有し、かつ、市内における営業年数が1年以上ある業者をいう。
- (2) 準市内業者 登録業者のうち、常時契約を締結する営業所として市内にその他の営業所（以下「支店等」という。）を有し、かつ、市内における営業年数が1年以上ある業者又は市内に本店等を有している業者で、市内における営業年数が1年未満の業者をいう。
- (3) 市外業者 登録業者のうち、常時契約を締結する営業所として市内に本店等若しくは支店等を有していない業者又は常時契約を締結する営業所として市内に支店等を有している業者で、市内における営業年数が1年未満の業者をいう。
- (4) 常時契約を締結する営業所 契約の見積り、入札、契約締結等、契約の締結に係る一連の実態的な行為を行う営業所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者は、本店等において、市との契約締結について完結することができなければならない。

2 準市内業者は、支店等において、市との契約締結について完結することができなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として認定するに当たって必要な要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法令等による許可が必要な業務にあつては、その許可を有していること。この場合において、法令等による許可が営業所ごとに必要な場合は、常時契約を締結する営業所において許可を有していること。
- (2) 次に掲げるとおり、市税の納税義務を果たしていること。
  - ア 法人にあつては、市内に営業所が存在し、市に納付すべき法人市民税を含む市税が発生し、かつ、未納がないこと。
  - イ 個人にあつては、事業主が市内に住民登録を有し、市に納付すべき市税に未

納がないこと。

- (3) 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられているとともに、営業所の所在を明らかにした看板、表札等が表示され、営業所としての形態を整えていること。
- (4) 営業所には、次に掲げるとおり営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐（週7日間のうち、3日間以上又は30時間以上営業所に勤務していることをいう。）をしていること。
  - ア 配置人員が市外の本店等と兼務になっている場合、社員等の自宅又は住居で当該社員以外の事務員がいない場合等不在の状況が頻繁となるものでないこと。
  - イ 建設工事部門にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）で定める専任の技術者が常駐をしていること。
  - ウ 測量・コンサル部門にあつては、営業所に営業活動を行い得る常駐職員（責任者において営業活動を行う場合にあつては責任者とする。）が配置され、かつ、責任者が常駐をしていること。この場合において、法令により技術者の配置が必要とされる業種にあつては、1人以上の技術者が配置されていること。

（実態調査）

第4条 市長は、前条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。

- 2 前項の実態調査に協力しない業者及び市の指導に従わない業者は、前条の基準を満たしていないものとみなす。

（実態調査の項目）

第5条 実態調査は、宇城市競争入札参加資格審査申請書の内容と現状の内容照合を行うものとする。

- 2 実態調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 営業所の所在地
- (2) 営業所の所在を明らかにした標識又は看板の設置の有無
- (3) 営業所の設置形態（自社保有又は自社保有以外の場合においては、賃貸借契約等明確な使用権の有無）
- (4) 事務用什器（机、いす等）、事務用機器（電話、ファックス、複写機等）等の備付けの状況
- (5) 連絡手段の状況
- (6) 従業員の雇用及び配置状況
- (7) 代表者又は受任者の勤務状況
- (8) 技術者の資格及びその恒常的な雇用関係
- (9) 営業所の従業員（技術者）名簿
- (10) 営業所の従業員（技術者）に係る勤務簿又はタイムカード等
- (11) 営業所の活動状況（電気・水道の検針票、電話・ファックスの請求書等）

(12) その他営業活動の実態を把握するために必要な事項  
(実態調査の方法)

第6条 実態調査は、原則として登録業者に対し予告をせずに、1組以上の調査員が現場の確認及び聴き取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求め、現況等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行う。

2 調査員は、総務部契約検査課に属する職員をもって充て、2人以上の調査員で実態調査を行うものとする。

(実態調査の報告)

第7条 調査員は、実態調査を行った場合は、速やかに実態調査の結果を市長に報告するものとする。

(実態調査の結果)

第8条 市長は、実態調査の結果、改善を要すると認めた登録業者に対して実態調査の結果を通知するものとし、改善結果について文書により報告を求めるものとする。

(再調査)

第9条 市長は、前条の規定により、改善を要すると認めた業者から改善結果に係る報告が提出された場合は、速やかに再調査を行い、改善がなされたかどうかを判断するものとする。ただし、改善を要すると指摘された内容が軽易なものについては、この限りでない。

(その他)

第10条 市長は、実態調査の結果、法令に違反する疑いがある場合は、原則として許可権者等へ照会し、又は通報するものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。